

条例制定の背景・意義

- 健康であることは、すべての人の願いであり、県民が安心して生き生きと暮らしていくための大切な基盤である
- 健康を取り巻く今日的状況
 - ・「人生100年時代」とも言われる高齢化
 - ・2025年に団塊の世代が後期高齢者⇒ 高齢化が特に進む本県は、県民総活躍で、本県の活力の維持向上が喫緊の課題
 - 県民総参加で「健康長寿県やまがた」の実現
 - ・県民が、若い時から自らの健康を意識し、健康づくりに取り組むことが大切
 - ・県民が、年齢にかかわらず活躍できるためにも、「健康」が重要
 - ・健康寿命を延ばし、県民が喜びや生きがいを持って充実した日々を過ごすには、生活習慣を改善すること等による健康づくりを県民総参加で進めることが急務
 - 山形が誇る資源を活かし、楽しみながら取り組む健康づくりの推進
 - ・山形の食材を活かした栄養バランスのとれた食事の普及、食育の推進
 - ・山形の自然環境や気候を活かしたウォーキング、スキー、トレッキング等による運動習慣の定着
 - ・県内各地に豊富に湧き出る温泉や森林セラピーを活用した心身の癒しの普及
 - 健康全般にかかる条例
 - ・県民はじめ県や関係団体等が、健康づくりに主体的に取り組む根拠となる責務や役割を明確にし、県の基本的施策を内容とし、「健康長寿県やまがた」の実現を図るため、健康全般にかかる条例を制定するもの

第1章 総 則

目 的

- ①基本理念
- ②県の責務と、県民、事業者、健康づくり関係者の役割
- ③県の施策の基本的な事項 を定め
健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の総参加により生活習慣病の発症の予防及び重症化の予防に努め、もって、県民一人一人が、家庭や働く場などあらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会（以下「健康長寿県やまがた」という。）の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

- **県民一人一人が、健康づくりについての関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。**
- **県、市町村、事業者、健康づくり関係者など地域社会の構成員が、相互に連携協力することにより県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備に取り組むこと。**
「健康づくり」・・・疾病又は障がいの有無にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食習慣、運動習慣、飲酒、喫煙、休養、歯及び口腔の健康の保持の習慣等の生活習慣を改善すること等により、自らの健康を管理すること。
「健康づくり関係者」・・・医療機関、教育機関、医師会・歯科医師会等の保健医療関係の職能団体、医療保険者等の健康づくりの推進に関する活動を行う者、食関連産業（飲食店、食料品小売業、食料品製造業等）等

責務・役割

- **県民の役割**
 - ・健康診査、がん検診、歯科検診等で自己の健康状態を把握しながら継続した健康づくりの実践
 - ・健康づくりに関する正しい知識の習得
 - ・県及び市町村の施策への協力
- **事業者の役割**
 - ・従業員の健康が経営の基盤となることを認識し、組織を挙げた積極的な従業員の健康増進（いわゆる「健康経営」）
 - ・県及び市町村の施策への協力
- **健康づくり関係者の役割**
 - ・県民の健康づくりに資する的確な情報と機会の提供
 - ・県及び市町村の施策への協力
- **県と市町村等との連携**
 - ・健康長寿県やまがたの実現に向け市町村、国と連携、協力
- **県の責務**
 - ・健康長寿県やまがたの実現に向けた施策を策定、実施

第2章 基本的施策

〔施策推進の視点〕山形が誇る資源を活かし、楽しみながら取り組む健康づくりの推進
例) 山形の食材を取り入れた栄養バランスの取れた食事の普及、山形の自然環境や気候を活かしたウォーキング、スキー、トレッキング等による運動習慣の定着、県内各地に豊富に湧き出る温泉や森林セラピーを活用した心身の癒しの普及

I 生活習慣及び社会環境の改善

- (1) **生活習慣病の予防と早期発見、早期治療**
(例. 健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備の促進)
- (2) **食習慣の改善**
(例. 山形の食材を取り入れた栄養バランスの取れた食事の普及)
- (3) **運動等の身体活動の促進**
(例. 山形の自然環境を活用した運動)
- (4) **飲酒及び喫煙が健康に及ぼす影響の周知**
(例. 生活習慣病の危険性を高める程の飲酒や喫煙に伴う健康への影響にかかる広報)
- (5) **休養による心身の健康の保持**
(例. 山形の自然環境を活用した心身の休養の普及)

II 施策の推進

- (1) **人材育成** (2) **調査の実施** (3) **優良事例の顕彰**
- (4) **推進体制の整備** (5) **財政上の措置**

第3章 基金の設置

- (1) **基金の設置**
県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、「健康長寿県やまがた推進基金(仮称)」を設置する。
- (2) **積立額**
基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。
- (3) **基金の管理、運用益金の処理、繰替運用、処分、委任**
基金の管理や処理、基金の設置目的にのみ基金の処分を行うこと等基金の取り扱いについて定める。
※本基金は、寄付を主たる財源として想定する。

今後のスケジュール

